

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

梅毒定量《RPR法》 希釈倍率報告の実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記項目は本年4月1日よりラテックス凝集比濁法に基づく測定に変更し、これに伴い、測定結果を希釈倍率報告から抗体価(R.U.)による定量値報告に変更致しました。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、梅毒は全数把握対象感染症として報告する義務が定められています。厚生労働省の無症状病原体保有者の届出基準として「カルジオリピンを抗原とする検査では“16倍以上またはそれに相当する抗体価”」と定められています。本基準に適應するために、本年5月7日より抗体価に加えて、RPRカード法による希釈倍率も併せて報告することと致しましたので、取り急ぎご案内申し上げます。

度重なる変更により多大なるご迷惑をお掛け致しますが宜しくご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

対象項目

● [9572]梅毒定量《RPR法》

抗体価が1.0R.U.以上の場合に、RPRカード法による希釈倍率を報告致します。

1.0R.U.未満の場合は“省略”と表示致します。

1.0R.U.はRPRカード法では1倍の希釈倍率に相当し、届出基準であるRPRカード法の16倍に相当する抗体価は16.0R.U.になりますが、RPRカード法が倍々希釈した検体を用いた結果であることから、±1倍の幅を考慮し、8～32R.U.を目安として下さい。

実施期日

● 平成20年5月7日(水)受付日より